

# 配管図閲覧のお客様へ

**※令和2年4月1日（水）より、  
提供する配管図が変わります。**

## 1. [道路内] : マッピング配管図（切り出し出図）の閲覧等

- 「配管図閲覧等申込書（様式1）」を記入のうえ申し込みください。

	3月31日まで	4月1日から
様 式	標準 A3【縮尺 1/500】	標準 A4【縮尺 1/250】
ガ ス	本管、供給管、メーター、内管	本管、供給管、メーター ※敷地内の内管が 非表示となります
水 道	本管、給水管、量水器	本管、量水器 ※道路から敷地内を含めた 給水管が非表示となります
下 水 道	本管、取付管、公共枿	本管、取付管、公共枿 ※従来通り

## 2. [敷地内] : ガス装置図、給水装置図、排水設備図の閲覧等

- 「ガス装置図、給水装置図、排水設備図の閲覧等申請書（様式2）」を記入のうえ申請してください。
- 代理人（所有者又は使用者以外の人）が申請するときは、  
「委任状（様式3）」を添付してください。
- 「申請者本人を証明できる書類」を提示してください。

**※ その他詳細は、裏面をご確認ください。**

## 管路情報の提供手続きの変更について（お知らせ）

金沢市企業局では、ガス及び上下水道の管路情報を提供していますが、保安の確保及び個人の権利利益の保護の観点から必要最小限の範囲で管路情報を提供するものとし、下記の手続きにより提供していくものとしますので、お知らせします。

### ●管路情報の提供に係る同意について

管路情報の提供を申請するときは、次の事項について同意が必要となります。

- (1) 提供を受けた情報は、第三者に配布する等みだりに公表しないこと
- (2) 提供を受けた情報は、申込書又は申請書に記入した目的以外に使用しないこと
- (3) 対象図面の記入事項は、現地の状況と異なる場合があること
- (4) 対象図面の写しは、証明書としての効力を有さないこと
- (5) 提供を受けた情報によって生じた直接又は間接の損失、損害等には、企業局は責任を負わないこと
- (6) 対象図面への追記、削除等の申込みは受け付けないこと
- (7) 申請者自らが所持するカメラ等電磁的記録媒体により、モニターに表示された対象図面又は交付を受けた対象図面の写しを撮影しないこと
- (8) 情報の提供に関し、職員の指示に従うこと

### ●マッピング配管図（切り出し出図）の閲覧等について

○「配管図閲覧等申込書」に必要事項を記入のうえ申し込みください。

○マッピング配管図（切り出し出図）では、ガス本支管から供給管、配水管から給水管及び下水道本管から公共桝までの、位置、管種、管口径（給水は分岐口径）、メーター位置等が分かります。

なお、敷地内の管路情報は、非表示とし、標準A4用紙に縮尺250分の1にて、交付させていただきます。

### ●ガス装置図、給水装置図、排水設備図の閲覧等について

○「ガス装置図、給水装置図、排水設備図の閲覧等申請書」に必要事項を記入のうえ申請してください。

○ガス装置図、給水装置図、排水設備図とは、給水装置・排水設備・ガス装置（以下、装置という。）の、設置、変更等の工事の際申請された図面をいい、敷地内の装置の配管系統や使用している管の口径・管種等を確認することができます。

○装置図には個人情報等が記入されているため、所有者、使用者又はその委任を受けた代理人のみ請求できます。

### ●代理人による申請について

代理人が申請するときは、「委任状」又は次に掲げる事項を記入した書類を申請書に添付してください。

- (1) 委任した日
- (2) 委任者の住所、氏名及び押印
- (3) 代理人の住所、氏名及び押印
- (4) 管路情報の提供に関わる申請行為等の具体的な委任内容
- (5) 個人情報の管理について委任者が責任を負うこと及び所有者又は使用者本人であることを誓約する内容

### ●申請者の本人確認について

○窓口来庁者が申請者本人であることを、運転免許証、個人番号カード、旅券、健康保険証、資格証その他の申請者本人を証明できる書類にて確認いたします。

○身分証明書によっては、2種類を掲示していただくことや、複写をいただくことがあります。